

三井 V-Net 会則 関西支部細則

1. 会則第 3 条(会員)

- (1) ボランティア活動会員の募集対象は、三井グループ各社の退職者と現役社員並びにその家族、友人を基本とするが、三井グループ外からの応募者についても、応募登録内容を確認の上、受け入れを行う。
- (2) 退会に関し、次の各号に該当する場合は三井 V-Net 会員の資格を失う。
 - ① 会員より退会の申し出があったとき。
 - ② 会員が死亡したとき。
 - ③ 三井 V-Net の行動規範および個人情報保護方針に違反することにより、三井 V-Net の名誉を汚し、又は損害を与えた場合、並びに設立趣旨に反し、会員としての品性を損なう等の行為があったとき。
- (3) 三井 V-Net は、三井 V-Net の認めたボランティア活動に参加する会員を対象に傷害保険及び賠償責任保険を付保する。会員はボランティア活動で事故が生じた場合等には、保険の対象か否かに関わらず、事務局に連絡するものとする。

2. 会則第 5 条(活動)

- (1) 関西支部は、支部会員間の交流促進と情報交換の場として、関西支部登録会員により構成される「関西サロン」を設置する。
- (2) 「関西サロン」は関西支部長が招集し、原則隔月に 1 回、関西支部にて開催する。会員の参加は任意とする。
- (3) 「関西サロン」は、必要に応じて、本部から事務局長も参加し、三井 V-Net の活動方針、計画につき関西支部登録会員各位との共有を図る。
- (4) 「関西サロン」は、定期的に、各種ボランティア活動先の現場機会を見学することにより、活動分野の相互理解と複数分野の活動者の増加を図る。

3. 活動に関する費用

「関西サロン」の活動に要する費用は基本的に会員の負担とするが、必要に応じて、事務局長の決裁により、三井 V-Net が一部負担する場合もある。

4. 本細則の改廃は、運営委員会で承認される。

5. 本細則は 2018 年 4 月 19 日から実施する。